

令和6年度

競争入札参加資格審査申請の
手引き（物品購入【大型ショベルローダー】）

令和6年3月

日高中部衛生施設組合

はじめに

この申請手続きは、令和6年度に日高中部衛生施設組合が実施する物品購入（大型ショベルローダー）に係る競争入札に参加を希望する方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。資格審査の結果、資格者になりますと、令和6年度及び令和7年度の競争入札参加資格者名簿に登録されます。

申請書を記入の際は、この手引きをよくお読みになり、誤りのないように記載の上、申請書を提出してください。

なお、資格を有することにより、自動的に、又は直ちに発注があるということではありませんので、ご留意願います。

この資格審査申請の対象物品は、次のものです。

（なお、北海道内に本店又は支店、営業所等を有することの要件が、必要です。）

資格の対象物品	本店等の北海道内所在要件
大型ショベルローダー	有

※対象物品の調達にあたり、調達期限については令和6年11月30日までを予定しております。

第1 資格審査申請に当たっての留意事項

1 申請の時期及び方法

（1）申請の時期及び提出方法は次のとおりとします。

受付期間 令和6年3月15日（金） から 令和6年3月29日（金） まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

提出方法 持参、郵送又は宅配便

※注1 申請においては、受付期間及び申請方法を厳守してください。

なお、締切間近は大変混み合うことが予想されますので、ご協力をお願いします。

※注2 申請書記載内容の誤り、添付書類の不足・誤り等があった場合に、書類の内容についての説明や再提出を求めることがあります。

また、書類に不備又は誤記等がある場合でも、受付期間内に補正等をしていただかない限り、受付できません。

- （2）北海道内に本店又は支店、営業所等を有している場合は、1つの本店又は支店、営業所等で申請してください。
- （3）経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合については、（1）によるほか、当該証明を受けたときとします。
- （4）設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格を有する者である企業組合又は協業組合については、（1）によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとします。
- （5）特に組合長が必要と認めた者については、組合長の指定する日とします。

2 受付場所

日高中部環境センター

北海道日高郡新ひだか町静内真歌169番地

TEL 0146-42-5192 FAX 0146-42-5196

3 資格の有効期間 令和6年4月9日 から 令和8年3月31日 まで

第2 提出書類について

申請にあたっては、別添の「競争入札参加資格審査申請（物品購入【大型ショベルローダー】）提出書類確認票」に掲げる書類を番号順に並べて提出してください。

なお、内容を確認するために、他の書類の提出をお願いする場合があります。

第3 記載要領及び書類説明

※ 様式中、「※」マークの付いた欄は日高中部衛生施設組合で使用する欄ですので、記入しないでください。

1 競争入札参加資格審査申請書（物品【大型ショベルローダー】）【様式1】

ア 年 月 日…申請書を提出する年月日を記入してください。

イ 所 在 地…法人は本店の、個人はその本拠となっている所在地を記入してください。

ウ 商号又は名称…法人は登記されている商号を、個人は使用している名称を記入してください。

エ 代表者職氏名…法人は代表者の役職名と氏名を、個人は戸籍上の氏名を記入し、実印を押印してください。

オ 電 話 番 号…代表する電話番号を記入してください。

2 競争入札参加資格審査申請書（物品【大型ショベルローダー】）付票【様式2】

1 項 申請者

本店の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名、郵便番号、電話番号及びFAX番号を記入してください。なお、フリガナはカタカナで記入してください。

2 項 受任者

ア 「受任者」とは、常時、日高中部衛生施設組合と契約を締結する権限を有する支店又は営業所等の長をいいます。

イ 上記アでいう「契約を締結する権限を有する支店又は営業所等の長」とは、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等の権限について、本店の代表者から委任されている支店又は営業所等の長のことです。

ウ 上記に該当する受任者を有している場合は、1ヶ所について記入してください。

3 項 連絡先

支店又は営業所等で、日高中部衛生施設組合との業務連絡を担当する事務所について記入してください。日高中部衛生施設組合からの全ての連絡は、この連絡先にいたします。（連絡先欄に記入がない場合は、1項申請者又は2項受任者を連絡先とします。）

4 項 会社概要

ア 法人設立登記…法人は法人設立登記年月日を、個人は開業した年月日を記入してください。

イ 営 業 年 数…審査基準日現在の営業年数を記入してください。1年未満は切り捨てです。

ウ 払込資本金…審査基準日現在の払込済みの資本金の額（千円単位）を記入してください。個人は不要です。

エ 消 費 税…消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、「課税業者」又は「免税業者」のいずれかを○で囲んでください。

オ 従 業 員 数…資格の基準となる日における従業員（代表者を含む。）数を記入してください。

カ 直前決算日…直前の決算日を記入してください。

5 項 印鑑

ア 「使用印」欄に、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等で使用する印（受任者を設定

している場合には、受任者の印) を押印してください。

使用印について
〔例〕「株式会社 ○○ 代表取締役 甲野 太郎」の場合
×認められません。 → 例 株式会社 ○○ 印
○認められます。 → 例 1 株式会社 ○○ 代表取締役之印 例 2 甲野 例 3 甲野太郎

イ 「実印」欄に実印を押印してください。

ウ 使用印と実印の両方とも同じ場合は、両方の欄にその印を押印してください。

3 委任状【様式3】

- (1) 「付票」【様式2】2項のとおり、受任者を有している場合は作成してください。
- (2) 本様式に準じた内容の様式でも構いません。

4 申請資格確認票【様式4】

- (1) 登記証明書の目的欄の番号は、当該営業品目が登記簿上どの項目に該当するか、登記事項証明書の目的欄に記載されている事項の該当番号を記入してください。(申請者が個人の場合は、記入不要です。)
- (2) 令和元年4月1日～令和6年2月29日までの北海道内の国・地方公共団体への大型ショベルローダーの販売実績を記入し、記入した販売実績に係る契約書の写しを申請書に添付してください。契約書の写しには、「販売先の名称」・「販売物品名」・「契約締結日」・「納入期限日」が明記されている箇所のみで構いません。

5 道内営業所一覧【様式5】

すべての申請者において作成が必要です。北海道内の支店、営業所等(本店を含む。)について、作成してください。

6 組員(会員)名簿【様式6】

「第4 中小企業組合等の取扱い」をお読みください。

7 登記事項証明書(写し可)

申請者が法人の場合に提出してください。

申請書提出日前3か月以内に法務局が発行した「履歴事項全部証明書」を提出してください。

8 印鑑証明書(写し可)

申請者の印鑑登録したものの証明書を提出してください。

申請書提出日前3か月以内に法務局(法人)又は市区町村(個人)が発行したものを提出してください。

9 身分証明書(写し可)

申請者が個人の場合に、代表者について提出してください。

申請書提出日前3か月以内に市区町村(代表者の本籍地)長が発行したものを提出してください。

10 決算書等の写し

- (1) 審査基準日直近の1事業年度分を提出してください。
- (2) 申請者が法人の場合は、損益計算書、貸借対照表、利益金処分（損失処理）計算書を提出してください。
- (3) 申請者が個人の場合は、次の書類を提出してください。
 - ア 青色申告書を提出した方・・・確定申告書、資産負債調及び損益計算書
 - イ その他の方・・・確定申告書、営業収支の状況が明示されている書類

11 納税証明書（滞納がないことの証明書）

次の（1）法人税（個人の場合は、申告所得税）、（2）消費税及び地方消費税、（3）事業税、市区町村税について、納税証明書を提出してください。

※ 納税証明書（滞納がないことの証明書）については、令和5年4月1日以降に発行されたものに限ります。（写し可）

◎ 受任者がある場合は、本社分（申請者）と受任者（支店等）の両方を提出してください。

12 誓約書【様式7】

暴力団員又は暴力団関係事業者でないことを誓約していただくものです。必要事項を記入のうえ、実印（代表者印）を押印してください。

- ・暴力団員 ～ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。
- ・暴力団関係事業者 ～ 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいいます。

13 定款又は寄附行為の写し

会社以外の法人については、「定款」又は「寄附行為」の写しを提出してください。

14 官公需適格組合証明書の写し

「第4 中小企業組合等の取扱い」をお読みください。

第4 中小企業組合等の取扱い

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（「中小企業組合等」といいます。）については、次のとおり取り扱います。

1 資格要件の特例

中小企業組合等が次のいずれかに該当するときは、資格要件のうち、営業年数にかかる資格要件は適用しません。

- (1) 経済産業局長から官公需適格組合の証明を受けているとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者であった者が構成員の過半数を占めているとき。

2 提出書類

中小企業組合等は、通常の提出書類のほか、次の書類を提出してください。

- (1) 組合員（会員）名簿【様式6】
- (2) 経済産業局長から官公需適格組合の証明を受けているときは、それを証する書類

第5 申請内容の変更について

資格の有効期間内に、次のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格審査申請書変更届（物品【大型ショベルローダー】）【様式8】にその事実を証する書類を添付して、届け出なければなりません。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき。
- (2) 組織に変更があったとき。（協同組合にあつては構成員に変更があったとき。）
- (3) 代表者に変更があったとき。
- (4) 所在地に変更があったとき。
- (5) 電話番号に変更があったとき。
- (6) 使用印鑑に変更があったとき。
- (7) 営業許可等に関する事項（単純更新を含む。）に変更があったとき。
- (8) 有資格者に関する事項に変更があったとき。
- (9) その他、申請内容に変更があったとき。